

大牟田市
水道事業概要
下水道事業概要

企業局
令和8年4月

目 次

I. 企業局

1. 組織統合の目的と背景・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1
2. 機構と業務分担・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 2

II. 水道事業

1. 事業の目的及び概要・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 3
2. 業務量・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 3
3. 財政状況・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 4
4. 主な取組み・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 6
5. 水源施設概要図・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 9
6. 上水道施設概要平面図・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 10
7. 上水道施設現況表・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 11

III. 下水道事業

1. 事業の目的及び概要・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 14
2. 業務量・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 14
3. 財政状況・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 15
4. 主な取組み・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 18
5. 変更事業計画概要表・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 22
6. 公共下水道汚水計画図・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 23
7. 下水道施設現況表・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 24

I. 企業局

水道事業の経営は、水道法及び地方公営企業法に基づき、企業の経済性の発揮、公共福祉の増進を原則とし、独立採算制度に基づく企業経営が法制化されている。

一方、下水道事業においては、地方公営企業法の適用は、地方公共団体の任意の判断とされていたが、本市においては、受益者負担を原則とする下水道事業についても、民間的経営手法を導入すべきとの考えの下、平成14年4月、下水道事業の企業会計化を図ったところである。同時に水道事業との組織統合を行い、同年8月1日、企業局を設立した。

1. 組織統合の目的と背景

水道事業と下水道事業の組織統合の目的は、すでに企業会計を取り入れている水道事業と一体化させることによって、下水道という公共性の高い事業に一層の企業性を発揮させ、経済性・効率性を最大限に高めて事業経営を行うことである。

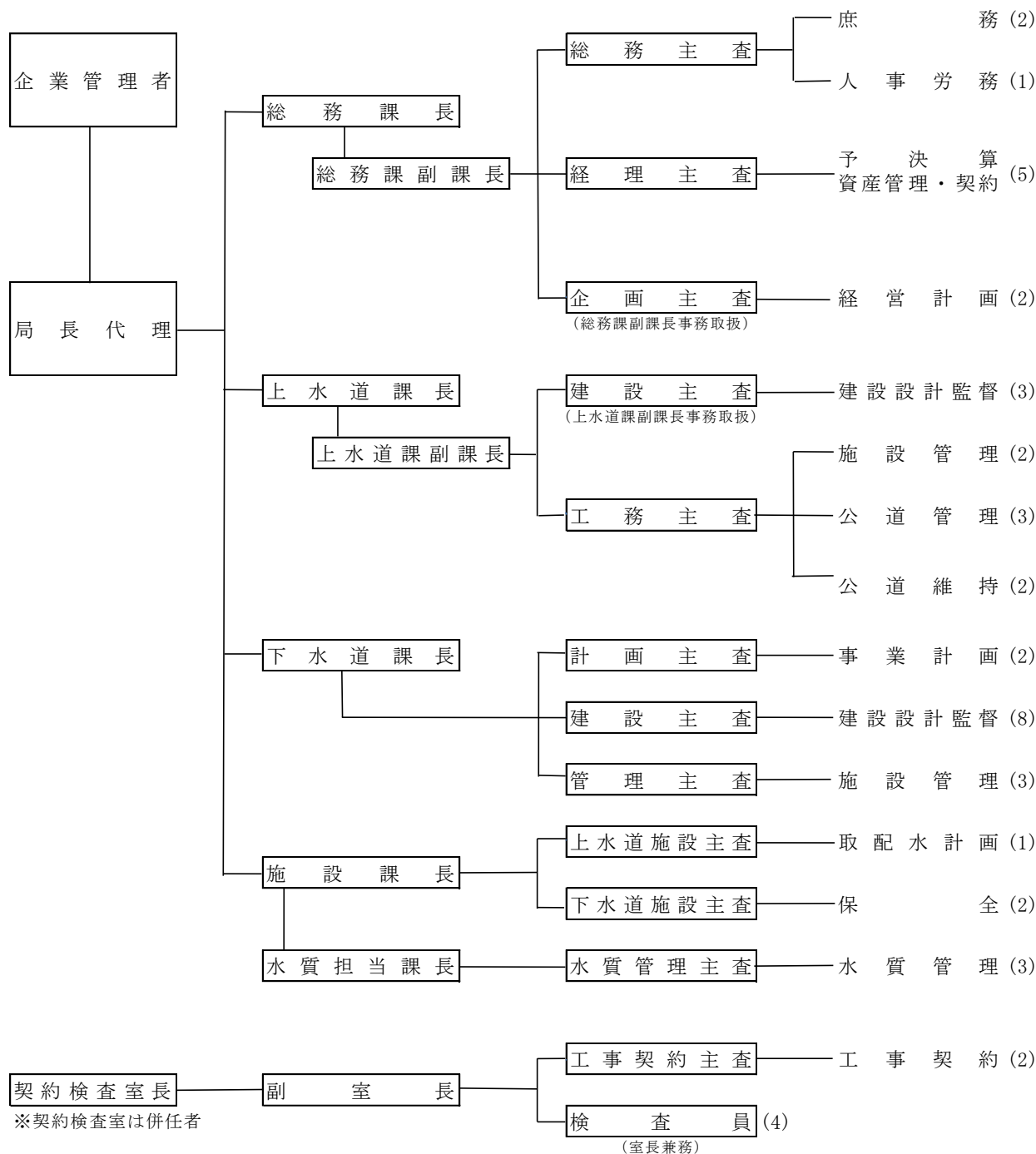
また、当時は地方分権や行財政改革など、国において大規模な制度の変更が行われ、地方自治体を取り巻く環境の変化は著しく、加えて、水道事業についても第三者への業務委託が可能となるなど大きな転換期を迎えていた。

一方、本市の水道事業においては、水道一元化の推進や原水確保及び浄水場の建設等の重要な事業を抱えていた。また、下水道事業においても諏訪ポンプ場の建設や放流同意の取付け及び受益者負担金の賦課と徴収等の課題を抱えていた。これらの大きな事業を推進していくためには、企業局というスケールメリットを最大限発揮できる組織の中で、機能的・機動的な組織運営を行うことによって、公共福祉の向上を見据えた事業展開を可能としたいと考えていたところである。

また、自然環境における水循環の中においては、処理水の再利用をはじめとした水資源の有効利用を含め、健康と環境に配慮した水処理に従事する上下水道が水に関する情報を共有できるというメリットもある。さらに、責任ある水処理と水質管理を一体となって進めていくことによって、公営企業の事業目的である、公共の福祉の増進と、健康で衛生的な市民生活の向上を図るという公共性を発揮することができる。このようなことから、適正な負担区分のもとで、市民に最良のサービスを提供するために、水道事業と下水道事業の組織を統合し、企業局を設立したものである。

2. 機構と業務分担

(令和8年4月1日現在)



現在職員数 56		※職員定数 71							
局長代理	1	課長	5	副課長	2	主査	9	担当	39

※職員数には、企業管理者・契約検査室併任者・再任用職員・会計年度任用職員を含まない。

Ⅱ. 水 道 事 業

1. 事業の目的及び概要

水道は、市民生活、産業活動や都市機能などの面においても欠かすことのできない都市基盤施設であり、清浄にして豊富低廉な水の供給を行うことが使命である。

本市の水道事業は、大正 8 年 3 月に事業認可（計画給水人口 80,000 人・施設能力 8,000m³/日）を得て、創設した。10 年 8 月に通水を開始し、以来約 100 年、市勢の発展とともに事業の拡張を重ね、水需要に対応してきた。第 9 次拡張事業において、給水区域（岬町）の拡張、四箇地区簡易水道事業の統合、熊本県有明工業用水道水利権の一部転用（10,000 m³/日）による 20,000 m³/日の菊池川水利権使用許可、熊本県荒尾市と共同で設計・施工・管理を一括発注する DBO（デザイン・ビルド・オペレート）方式によるありあけ浄水場の整備と運用開始、大山ダム運用開始に伴い福岡県南広域水道企業団からの受水量を 21,500 m³/日（5,000 m³/日の増量）とするなどした。また、長年の懸案事項であった三池炭鉱専用水道（社水）の市水道事業（市水）への切替え（水道一元化事業）について、計画期間を 1 年短縮した平成 29 年度末で完了した。

2. 業務量

区 分	単位	令和 6 年度 決 算	令和 7 年度 決算見込	令和 8 年度 当初予算
行政区域内人口	人	103,759	101,800	99,900
年度末給水戸数	戸	53,134	52,637	52,145
年度末給水人口	人	101,820	99,898	98,033
取水量	m ³	11,762,466	11,083,927	10,944,151
配水量 A	m ³	11,074,470	10,431,091	10,256,358
1 日平均配水量	m ³	30,341	28,578	28,100
1 人 1 日平均配水量	ℓ	298	286	287
1 日最大配水量	m ³	34,517	30,563	30,050
給水量 B	m ³	9,736,366	9,586,173	9,425,593
1 日平均給水量	m ³	26,675	26,263	25,824
給水率 B/A×100	%	87.92	91.90	91.90
有収水量 C	m ³	9,733,839	9,583,670	9,423,090
有収率 C/A×100	%	87.89	91.88	91.88

3. 財政状況

(1) 収益の収支

(単位：千円、消費税込)

	区 分	令和6年度 決 算	令和7年度 決算見込	令和8年度 当初予算
収益的収入	給 水 収 益	2,404,300	2,379,857	2,347,297
	そ の 他 の 営 業 収 益	96,201	96,975	94,716
	営 業 外 収 益	263,031	260,149	247,675
	特 別 利 益	898	1,404	1,212
	計	2,764,430	2,738,385	2,690,900
収益的支出	人 件 費	263,504	285,712	276,268
	物 件 費	10,598	11,220	11,946
	光 熱 水 費	8,517	8,955	9,353
	動 力 費	12,166	13,215	13,627
	受 水 費	446,714	422,257	441,401
	諸 費	853,808	925,669	943,239
	減 価 償 却 費	741,513	739,044	743,318
	資 産 減 耗 費	13,137	42,925	45,335
	営 業 外 費 用	181,815	118,605	159,213
	特 別 損 失	3,241	2,598	3,309
	予 備 費	0	200	200
計 (A)	2,535,013	2,570,400	2,647,209	
収 益 的 収 支 差 額	229,417	167,985	43,691	

消費税資本的収支調整額 (B)	32,339	83,539	40,223
棚卸購入限度額消費税 (C)	1,003	1,254	2,500
(A) + (B) + (C)	2,568,355	2,655,193	2,689,932
収益的収支過不足額	196,075	83,192	968

(2) 資本的収支

(単位：千円、消費税込)

	区 分	令和6年度 決 算	令和7年度 決算見込	令和8年度 当初予算
資本的収入	企 業 債	189,300	510,700	285,300
	工 事 補 助 及 び 負 担 金	40,792	55,027	48,141
	出 資 金	46,075	43,093	55,297
	国 庫 補 助 金	0	0	6,280
	他 会 計 補 助 金	26,864	27,428	28,004
	固 定 資 産 売 却 代 金	0	0	8,436
	繰 越 工 事 収 入	36,278	78,434	0
	計	339,309	714,682	431,458
資本的支出	建 設 改 良 費	332,882	781,589	504,797
	事 務 費	35,266	32,814	60,342
	配 水 管 整 備 費	218,271	574,960	318,996
	改 良 費	66,059	139,062	107,000
	営 業 設 備 費	13,286	34,753	18,459
	企 業 債 償 還 金	600,459	584,548	578,691
	国 庫 補 助 金 返 還 金	5,725	918	0
	繰 越 工 事 費	79,643	166,037	0
計	1,018,709	1,533,092	1,083,488	
収 支 差 額	△679,400	△818,410	△652,030	
補 填 財 源	679,400	818,410	652,030	

(3) 水道料金

営業費用に必要な資本費用（支払利息及び資産維持費）を加える総括原価方式により算定しており、種別・口径別に基本料金と従量料金の二部料金制としている。

比較ができる令和6年度末における、一般家庭での一月10^m使用時の口径13mmにおける水道料金は、福岡県内の47事業体のうち27番目の料金水準となっている。

これは、本市が水道の水源を市内に有しておらず、遠隔地の水源から水道用水を確保しなければならないという本市特有の事情も影響している。

(消費税込)

種別	メーター口径	基本料金 金 (1戸1月)	従量料金(1戸1月)
一般用	13mm	1,210円	水量1 ^m から10 ^m まで 1 ^m につき40.7円
	20mm		
	25mm	1,397円	水量11 ^m から20 ^m まで 1 ^m につき236.5円
	30mm	3,465円	
	40mm	7,920円	
	50mm	12,650円	水量21 ^m 以上 1 ^m につき322.3円
	75mm	25,850円	
	100mm	44,000円	
150mm以上	95,700円		
浴場 営業用	—	水量200 ^m まで 9,130円	水量201 ^m 以上 1 ^m につき94.6円
船舶用	—	—	水量1 ^m につき291.5円

※上記の区分により算出した額に1円未満の端数があるときは、その端数は切り捨てる。

(4) 現状と課題

全国的に水道事業の経営環境が厳しさを増す中、水道事業体は、経営戦略を策定し、経営基盤の強化と財政マネジメントの向上に取り組むよう総務省から要請されている。

本市では、平成27年度に水道事業のあるべき将来像として、基本理念と3つの理想像を掲げ、その実現のために取り組むべき事項、方策を示した大牟田市新水道ビジョン(計画期間：平成28年度～令和7年度)を策定していた。しかしながら、財政収支見込みが赤字となっていたことから、令和3年度に新水道ビジョンの残りの計画期間である4年度から7年度までの財政収支について、新水道ビジョン策定時の考え方を踏襲しつつ、その後の状況の変化を加味した再試算を行った。この結果、収支均衡した投資・財政計画(収支計画)となったことから、新水道ビジョンの財政収支見込みと置き換え、総務省から策定を要請されている経営戦略として位置づけた。

経営戦略として位置づけた新水道ビジョンの計画最終年度である令和7年度は見直しから4年が経過したことから、基本理念と3つの理想像を踏襲しながら、前計画の全面改訂の形で、総務省が要請する経営戦略の要件と国土交通省が示す新水道ビジョンの内容を満たす大牟田市水道事業経営戦略(計画期間：令和8～17年度)を策定した。

人口減少等に伴う水需要の減少や施設の老朽化に伴う大規模更新需要など、水道事業を取り巻く環境が厳しさを増す中、水道事業は市民生活や社会経済活動にとって大変重要なインフラであり、将来にわたり安定したサービスの提供が求められる。今後も、経営戦略に基づき、理想像の実現に向けた取り組みを推進し、PDCAサイクルによる進捗管理を行い、持続可能な水道事業を目指すこととしている。

基本理念

安心安全な水を未来へつなぐ信頼ある大牟田の水道



4. 主な取組み

(1) 水道の水質管理事業

安全で良質な水道水の供給のため、水安全計画や水質検査計画に基づき、水源から蛇口まで水道法で定められている回数以上の水質検査を（一部委託を含む）行っている。

水源河川の監視は「微生物の働きによるバイオアッセイ」や「油膜検知装置」等、浄水処理における各工程では「各種水質監視装置」、配水池以降については、水の安全が担保できる位置に水質自動監視装置を設置し、ありあけ浄水場では24時間365日の常時監視を行っている。

また、菊池川と筑後川において油流出等水質汚染事故などが発生した際は、河川を管理する国土交通省や福岡県南広域水道企業団等の関連機関と連携し、事故内容の早期把

握・情報収集を行い、水道水の供給に影響を及ぼさないよう迅速かつ適切な対応が可能な体制としている。

一方、ビルやマンション等に設置されている貯水槽水道も給水装置の一つであり、その衛生管理は貯水槽水道の設置者自ら行う必要があることから、所管の保健福祉部と連携し、ホームページ等において周知啓発や情報提供を行っている。

(2) 老朽管更新事業

老朽化した配水管については、令和 7 年度に策定した老朽管更新事業計画に基づき、にぎり水や破損事故の減少、地震時の断水被害軽減を図るため、耐震性能を有した配水管への更新を実施している。

災害時に拠点となる病院や避難所などの重要施設へ供給している管路や軟弱地盤により被害発生が予想される管路等を優先的に選定し、国土交通省所管の防災・安全交付金を活用し、効率的かつ計画的な整備を進める。

《事業概要》

対象管路 : 令和 7 年度時点で法定耐用年数 40 年を経過する管路

更新対象延長 : 188.2 km (年度当たり 3.0 km の更新を目標とする)

《事業目標》

事業期間 : 令和 8 年度～17 年度 (10 年間)

整備計画延長 : 30 km (年度当たり 3.0 km)

事業費 : 3,000,000 千円

【令和 8 年度事業内容】事業費 : 283,000 千円

老朽管路の耐震化及び更新 (φ50mm～150mm L=2.8km)

(3) 水道施設整備更新事業

水道施設には法定耐用年数を超過した設備が多数存在している。各設備の状況を把握し、適切な機能を維持するため、計画的に設備の更新を実施することにより故障等による断水を無くし、市民へ安全な水を安定的に供給する。

《事業概要》

水道施設設備更新計画に基づき、水道施設の更新を行う。

事業期間 : 令和 6 年度～令和 15 年度 (10 年間)

総事業費 : 約 477,485 千円

事業内容 : 勝立配水池

水位計、水質計器、直流電源装置

防犯設備

甘木配水池

残塩計、外壁・屋根防水塗装、水位計

直流電源装置、水質モニター、地震計

テレメータ

稲荷山配水施設

施設 (配水槽・ポンプ場) 全体

四箇ポンプ場

電気設備、発電設備

黒崎ポンプ場

送水ポンプ設備

大正流調局

テレメータ、流量計、圧力計

湯谷、龍湖瀬、南部

水質モニター

【令和 8 年度事業内容】事業費 : 34,546 千円

甘木配水池塗装工事

(4) 鉛製給水管取替え

本市の鉛製給水管の残存件数は、令和7年度末で8,390件（令和7年度末の全給水戸数（52,752件）における鉛製給水管の残存割合15.9%）となっている。

安全な水道水の供給を図るため、ホームページや広報おおむた等を利用した鉛製給水管の早期解消に向けた取組みに関する周知・啓発を引き続き行うとともに、令和6年度に見直した鉛製給水管更新計画に基づき、3つの方法で鉛製給水管の解消に取り組むこととしている。

- 老朽管更新事業に伴う、配水管に接続している鉛製給水管の取替工事の実施
- 公道部における漏水修理に併せた鉛製給水管取替工事の実施
- 家屋の新築改築等の際に鉛製給水管を取り替えるよう水道指導者への指導

《事業概要》

対象戸数 : 8,495件（令和6年度末時点）

《事業目標》

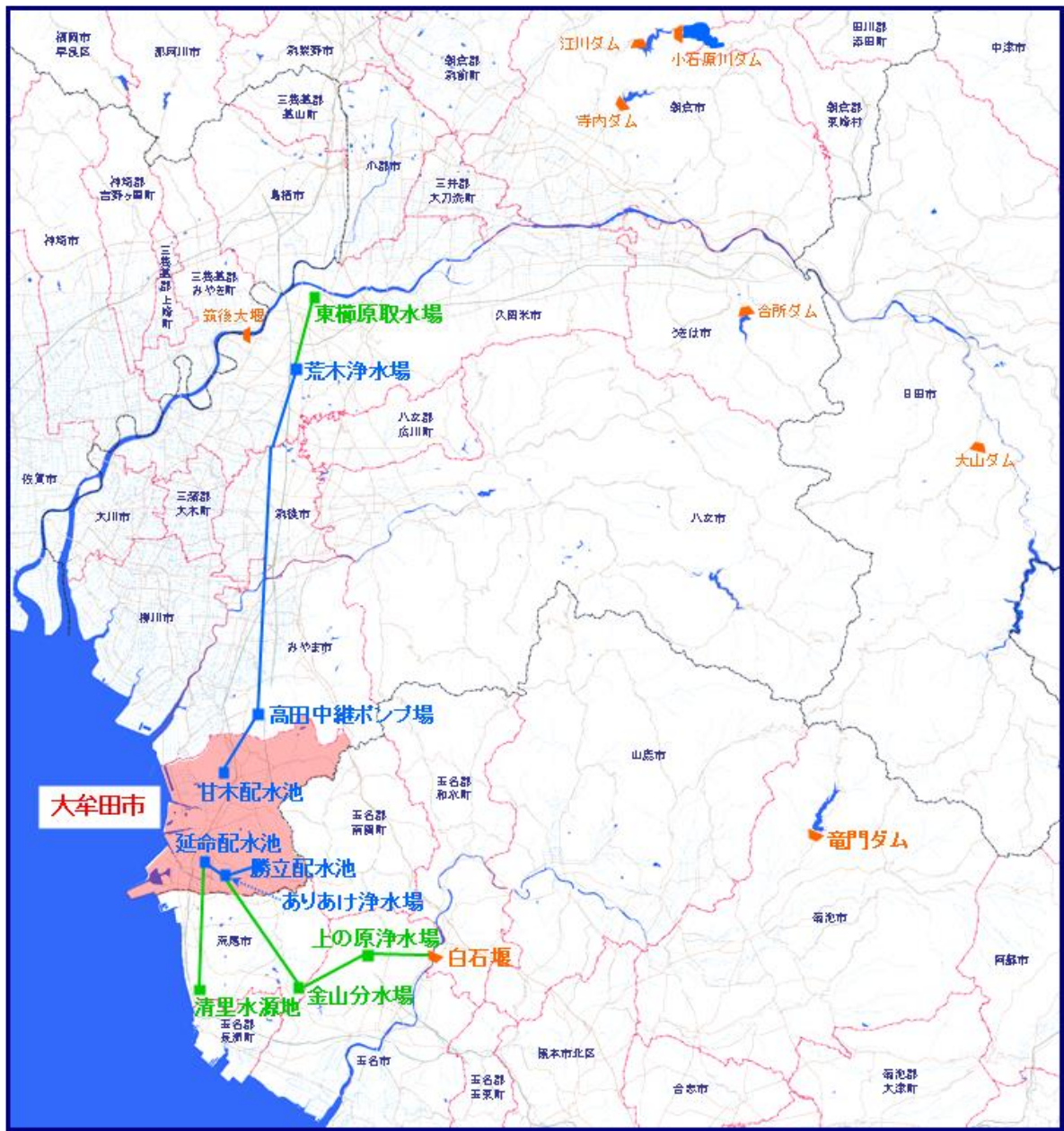
解消件数 : 300件/年

- 令和12年度末1,500件の解消
- 令和17年度末3,000件の解消

(5) 近年の災害等に係る水道料金等の減免等実施状況

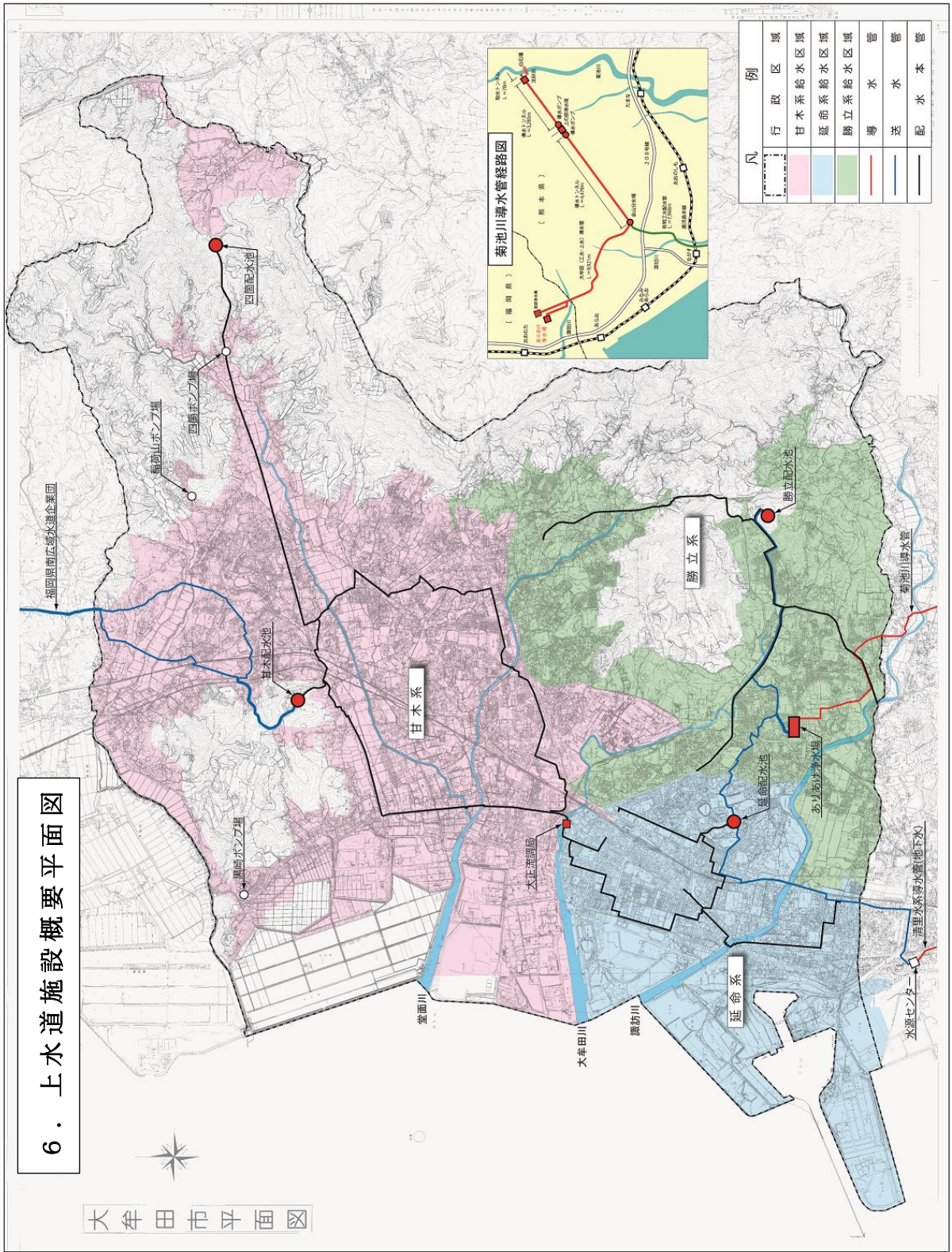
- 1) 新型コロナウイルス感染拡大防止に伴う事業者支援
令和2年5、6月検針分水道料金基本料金の減免
- 2) 令和2年7月豪雨災害に伴う被災者支援
令和2年7、8月検針分水道料金の減免
- 3) 令和3年8月豪雨災害に伴う被災者支援
令和3年8月検針分推定漏水量に係る水道料金の減免
- 4) 令和4年台風4号に伴う被災者支援
令和4年7、8月検針分推定漏水量に係る水道料金の減免
- 5) 物価高騰に伴う市民及び事業者支援
令和4年10～12月検針分水道料金基本料金の半額の減免
地下水使用者への支援金の給付
- 6) 令和5年1月24日から26日にかけての寒波に伴う市民及び事業者支援
令和5年2月検針分推定漏水量に係る水道料金の減免

5. 水源施設概要図



6. 上水道施設概要平面図

大牟田市平面図



7. 上水道施設現況表 (令和8年4月1日現在)

種別	名称	標高及び水位	数量	単位	形状寸法	位置
取水施設	1) 清里水源地 1号取水井	—	1	井	深井戸 SGP φ350～φ400×153m 水中モーターポンプ φ50×200 ³ /分×10.0m×1.5kW×1台	熊本県荒尾市 大字牛水144-2, 3
	2) 清里水源地 2号取水井	—	1	井	深井戸 SGP φ375～275×137m 水中モーターポンプ Φ65×0.5m ³ /分×52.0m×7.5kW×1台	熊本県荒尾市 大字牛水1830
	3) 清里水源地 3号取水井	—	1	井	深井戸 SUS φ300～100×138m 水中モーターポンプ φ100×1.4m ³ /分×24.0m×11kW×1台	熊本県荒尾市 大字水野704-1
	4) 清里水源地 4号取水井	—	1	井	深井戸 SGP φ400×139m 水中モーターポンプ φ50×200 ³ /分×10.0m×1.5kW×1台	熊本県荒尾市 大字水野110-1
	5) 清里水源地 6号取水井	—	1	井	深井戸 SGP φ200×145m 水中モーターポンプ φ50×200 ³ /分×10.0m×1.5kW×1台	熊本県荒尾市 大字水野187
	6) 清里水源地 7号取水井	—	1	井	深井戸 SGP φ400×80m 水中モーターポンプ φ50×200 ³ /分×10.0m×1.5kW×1台	熊本県荒尾市 大字水野240-1
	7) 清里水源地 9号取水井	—	1	井	深井戸 SGP φ400×114m 水中モーターポンプ φ50×200 ³ /分×10.0m×1.5kW×1台	熊本県荒尾市 大字水野187
	8) 清里水源地 10号取水井	—	1	井	深井戸 SGP φ400×116m 水中モーターポンプ φ50×200 ³ /分×10.0m×1.5kW×1台	熊本県荒尾市 大字水野79
	9) 清里水源地 11号取水井	—	1	井	深井戸 SGP φ350～φ400×182m 水中モーターポンプ φ100×1.6m ³ /分×24.5m×11kW×1台	熊本県荒尾市 大字水野45
	浄水施設	清里総合ポンプ場 1) 調整池	HWL+4.208 LWL+0.458	1	池	RC造 10.5m×14.0m×3.75m C=500m ³ 残留塩素モニター、流量計、防犯設備
2) 導水ポンプ		—	3	台	電動機直結渦巻ポンプ φ200×φ100×4.0m ³ /分×70m×75kW	
3) 滅菌設備 (次亜塩素酸トリウム)		—	2	台	注入ポンプ Q=0～100cc 3φ200V 0.4kW	
		—	2	槽	貯槽 PE製 3m ³	
水源センター 1) 浄水地		—	1	基	RC造 21m×24m×5.7m C=2,000m ³ 6項目水質モニター (濁度、色度、残留塩素、温度、pH、電気伝導率)	
	—	3	台	電動機直結渦巻ポンプ φ250×φ200×5.9m ³ /分×75m×110kW		
	—	1	基	鋼板製 φ2,400×H2,430 ろ過能力3,000m ³ /日		
送水施設	四箇ポンプ場 (1) 受水設備	GL+33.000	54	m	流入管DIPφ150 水位調整弁φ150(陸上フロート式) 電磁流量計φ100	福岡県大牟田市 大字上内 字養徳寺1559-1
	(2) 受水ポンプ井	HWL+35.000 LWL+32.000	2	池	RC造 3.6m×4.7m×H3.0m C=100m ³	

種別	名称	標高及び水位	数量	単位	形状寸法	位置
送水施設	(3)滅菌設備 (次亜塩素酸トリウム)	GL+32.100	2	台	液中ポンプ方式 1.3~0.7m ³ /時 (内1台予備)	福岡県大牟田市 大字上内 字養徳寺1559-1
			2	槽	タンク容量200% (内1槽予備)	
	(4)塩素滅菌室	GL+32.100	1	室	R C造 8.10m×4.90m 床面積39.69m ²	
	(5)送水ポンプ設備	GL+32.300	2	台	水中ポンプ φ65×0.4m ³ /m×94.6m×15kW (内1台予備)	
	(6)ポンプ室	GL+32.300	1	室	R C造 8.10m×6.10m 床面積49.41m ² 残留塩素モニター、流量計	
	7)電気室	GL+32.300	1	室	R C造 電気室 8.10m×5.45m 床面積44.15m ²	
			1	室	発電電気室 8.10m×5.65m 床面積45.77m ²	
配水施設	加圧ポンプ場	HWL+19.100	2	槽	受水槽 R C造	福岡県大牟田市 大字岬1969-4
	1)黒崎団地 加圧ポンプ場	LWL+16.100 CL+15.800	2	台	C=208.8m ³ ×2槽 多段渦巻ポンプ φ80×0.7m ³ /分×64m×15kW(内1台非常用エンジン付) 残留塩素モニター	
	2)稲荷山団地 ポンプ場	HWL+34.800 LWL+33.200	1	基	F R P製 パネル式 3m×3m×H2m×1基	福岡県大牟田市 大字岩本2857-91
			2	台	立型多段渦巻ポンプ φ40×0.22m ³ /分×70m×5.5kW×1台 φ40×0.1m ³ /分×110m×5.5kW×1台	
	1)延命配水池	HWL+55.500 LWL+45.500	1	池	P C造 内径17.0m×H10.0m 外径24.6m×H10.0m C=4,500m ³ 7項目水質モニター(濁度、色度、残留塩素、 温度、pH、電気伝導率、水圧)、水位モニター、流量 計、防犯設備、地震計、緊急遮断弁	福岡県大牟田市 昭和町144
	2)勝立配水池	HWL+93.000 LWL+85.000	1	池	P C造 30.7m×H8.0m C=5,400m ³ 地震計、緊急遮断弁 水質モニター(濁度、残留塩素、pH) 水位モニター、流 量計、防犯設備	福岡県大牟田市 大字椽野 字鈴ヶ土3207-7
3)甘木配水池	HWL+85.000 LWL+75.000	1	池	P C造 32.6m×H8.6m C=10,000m ³ 残留塩素モニター、水位モニター、流量計、地震計、緊急 遮断弁	福岡県大牟田市 大字甘木1203	
4)四箇配水池 ①配水池(上部)	HWL+120.000 LWL+116.000 GL+110.000	1	池	P C造 内径15.0m×H6.0m C=1,000m ³	福岡県大牟田市 大字四箇字峠2-1、2-5	
		1	室	R C造 内径15.0m 床面積24.00m ² 残留塩素モニター、流量計		
5)稲荷山団地配水池	HWL+101.3 LWL+99.1	2	槽	配水池 パネル式 5m×3m×H3m×2基	福岡県大牟田市 大字上内3668-10	

種別	名称	標高及び水位	数量	単位	形状寸法	位置
その他	大正町流調局	—	1	台	電動弁φ200	福岡県大牟田市 港町1-3
			1	台	電磁流量計	
水質モニター	湯谷水質モニター	—	1	基	7項目(濁度、色度、残留塩素、温度、pH、電気伝導率、水圧)	福岡県大牟田市 大字四箇1486-7
	南部水質モニター	—	1	基	7項目(濁度、色度、残留塩素、温度、pH、電気伝導率、水圧)	福岡県大牟田市 岬町1番地14
	龍湖瀬水質モニター	—	1	基	7項目(濁度、色度、残留塩素、温度、pH、電気伝導率、水圧)	福岡県大牟田市 龍湖瀬町40番地12
	藤田水質モニター	—	1	基	7項目(濁度、色度、残留塩素、温度、pH、電気伝導率、水圧)	福岡県大牟田市 藤田町175番地4
	四山水質モニター	—	1	基	7項目(濁度、色度、残留塩素、温度、pH、電気伝導率、水圧)	福岡県大牟田市 四山町80番地41
浄水施設(共同)	ありあけ浄水場	—			浄水能力 26,100m ³ /日(うち大牟田分18,000m ³ /日)	福岡県大牟田市 白井新町1丁目36-1
	1)膜ろ過装置		480	本	セラミック膜(公称孔径0.1μm)(120本/系列×4系列)	
	2)延命送水ポンプ	—	2	台	φ200×φ150×5.8m ³ /分×60m×90kW	
	3)勝立送水ポンプ	—	2	台	φ200×φ150×6.8m ³ /分×98m×160kW	
	4)微粉炭接触槽	—	4	槽	横型円筒槽31m ³	
	5)浄水池	—	2	池	RC造(角型) C=816m ³	
	6)浄水混和槽	—	1	池	RC造(角型) C=54.4m ³	
	7)凝集剤貯蔵槽	—	2	槽	樹脂製円筒槽 C=8m ³	
	8)凝集剤注入ポンプ	—	6	台	0.205L/分×1.0MPa、200V×0.2kW	
	9)次亜貯蔵槽	—	2	槽	樹脂製円筒槽 C=2m ³	
	10)前塩用次亜注入ポンプ	—	6	台	0.15L/分×1.0MPa、200V×0.2kW	
	11)後塩用次亜注入ポンプ	—	2	台	0.15L/分×1.0MPa、200V×0.2kW	
	12)追塩用次亜注入ポンプ	—	6	台	0.055L/分×1.0MPa、200V×0.2kW	
	13)活性炭貯蔵槽	—	1	槽	鋼板製円筒槽 C=5m ³	
	14)活性炭溶解槽	—	2	槽	鋼板製円筒槽 C=1m ³	
	15)活性炭破砕機	—	2	台	1.0L/分、400V×15kW	
	16)微粉炭貯蔵槽	—	2	槽	樹脂製角型槽 C=0.5m ³	
	17)微粉炭注入ポンプ	—	8	台	1.0L/分×1.0MPa、200V×0.2kW	
	18)消石灰貯蔵槽	—	1	槽	鋼板製円筒槽 C=20m ³	
	19)消石灰溶解槽	—	1	槽	鋼板製円筒槽 C=17m ³	
	20)消石灰溶液注入ポンプ	—	2	台	0.013L/分×0.26MPa、400V×0.37kW	
	21)消石灰未溶物注入ポンプ	—	4	台	0.35L/分×1.0MPa、400V×0.4kW	
	22)炭酸ガス貯蔵槽	—	1	槽	縦型鋼板製円筒槽 C=10m ³	
	23)濃縮槽	—	2	槽	RC造 C=176.8m ³	
	24)上澄水槽	—	1	槽	RC造角型 C=80m ³	
	25)紫外線照射装置	—	1	台	内照式密閉管路型 処理容量500m ³ /日	
26)天日乾燥床	—	4	床	RC造角型水槽 C=297m ³		

Ⅲ. 下水道事業

1. 事業の目的及び概要

生活環境の改善や公共用水域の水質保全を図り、浸水を防除する下水道は、快適で安心・安全な市民生活のための重要な社会基盤施設である。

下水道は、日頃からあまり市民の目に触れることがなく、あることの便利さを実感しづらいものの、市民生活を縁の下で支える大切な施設といえる。

全国的にみても早い昭和 32 年から中心市街地 314ha の浸水対策として合流方式により事業に着手したが、雨水整備を優先的に進めたことに加え、地形的な要因や産業構造の著しい変化による地域経済の停滞などの影響を受けたこともあり、汚水整備の進捗は遅れている。下水道処理人口普及率は、全国平均、福岡県平均に比べ低い水準にある。

これまで、市街化区域から工業専用地域を除く 2,957ha を下水道の全体計画区域とし、また当面整備を行う区域として 2,460ha を事業計画区域と定め、下水道処理人口普及率の年間 1.1 ポイント向上を目標に整備を進めてきたところである。

しかしながら、今後の下水道事業運営において、人口減少に伴う下水道使用料収入の減少、施設の老朽化に伴う改築費用の増加、汚水処理施設の早期概成など、様々な課題が山積している。将来に亘って持続可能な事業運営を図るため、市民アンケートの実施、上下水道事業運営審議会への諮問、地元説明会を経て、令和 8 年度に下水道全体計画区域を 2,957ha から 2,490ha (467ha 縮小) に、下水道事業計画区域を 2,460ha から 2,490ha (30ha 拡大) に見直しを行う予定としている。

2. 業務量

区 分	単位	令和 6 年度 決 算	令和 7 年度 決算見込	令和 8 年度 当初予算
行政区域内人口 A	人	103,759	101,800	99,900
整備区域面積	ha	2,028.75	2,061.91	2,103.95
処理区域面積	ha	1,994.97	2,028.75	2,061.92
処理区域内人口 B	人	77,318	76,767	76,119
処理区域内戸数	戸	40,953	40,966	40,997
人口普及率 B/A×100	%	74.5	75.4	76.2
水洗化戸数	戸	33,519	33,530	33,627
水洗化人口 C	人	57,801	57,370	56,870
水洗化率 C/B×100	%	74.8	74.7	74.7
年間処理水量(雨水+汚水)	m ³	8,525,676	8,488,467	8,692,627
汚水処理水量 D	m ³	6,832,048	6,870,753	6,822,652
有収水量 E	m ³	5,999,127	6,033,208	5,990,971
有収率 E/D×100	%	87.81	87.81	87.81

3. 財政状況

(1) 収益的収支

(単位：千円、消費税込)

	区 分	令和6年度 決 算	令和7年度 決算見込	令和8年度 当初予算
収益的収入	下水道使用料	1,490,812	1,504,405	1,498,928
	その他の営業収益	940,807	1,001,499	1,001,963
	営業外収益	1,709,461	1,948,272	1,760,203
	特別利益	3,119	3,359	2,928
	計	4,144,199	4,457,535	4,264,022
収益的支出	人件費	228,396	316,244	251,496
	物件費	11,218	6,633	3,767
	諸費	1,035,201	1,201,420	1,179,308
	減価償却費	1,896,730	1,880,595	1,948,133
	資産減耗費	17,323	13,582	13,090
	営業外費用	272,310	284,622	348,727
	特別損失	1,789	97	192
	予備費	0	200	200
	計(A)	3,462,967	3,703,393	3,744,913
収益的収支差額		681,232	754,142	519,109

消費税資本的収支調整額(B)	132,504	243,594	74,044
(A) + (B)	3,595,471	3,946,987	3,818,957
収益的収支過不足額	548,728	510,548	445,065

(2) 資本的収支

(単位：千円、消費税込)

	区 分	令和6年度 決 算	令和7年度 決算見込	令和8年度 当初予算
資本的収入	企業債	933,400	2,362,500	891,400
	国庫補助金	1,579,524	3,120,951	744,000
	負担金及び交付金	95,867	105,514	95,286
	他会計補助金	127,792	136,381	146,062
	他会計出資金	5,849	5,997	4,535
	固定資産売却代金	275	0	5,829
	繰越工事収入	1,186,176	892,731	0
	計	3,928,883	6,624,074	1,887,112
資本的支出	建設改良費	2,499,513	5,690,081	1,884,491
	築造事務費	78,537	88,107	98,331
	築造費	872,385	2,039,368	1,287,500
	施設設備費	3,998	11,121	43,421
	災害復旧費	1,245,519	2,859,282	0
	施設改良費	299,074	692,203	455,239
	企業債償還金	1,475,891	1,451,308	1,478,563
	繰越工事費	1,342,819	904,752	0
計	5,318,223	8,046,141	3,363,054	
収支差額		△1,389,340	△1,422,067	△1,475,942
補填財源		1,389,340	1,422,067	1,475,942

(3) 下水道使用料

維持管理費、資本費に係る公費負担（一般会計による税負担）と私費負担（下水道使用料による負担）の区分に基づき算出した下水道使用料対象経費を使用者の使用実態に応じた負担を求める個別原価主義を原則としている。

下水道への排出量は水道の利用量と同量とみなして算出し、水量にかかわらず 8 m³まで定額となる基本使用料と 8 m³を超える部分の超過使用料（使用量の増加に応じて使用料単価が高くなる累進制使用料）の二部制で下水道使用料を設定している。

比較ができる令和 6 年度末における、一般家庭での一月 20 m³使用時の下水道使用料は、福岡県内の 46 事業体のうち本市は 4 番目の使用料水準となっている。

これは、本市の地形的な要因から浸水対策を優先的に進めてきた結果、汚水の人口普及率がまだ低い水準にある事情も影響している。

(消費税込)

種別	基本料金（1戸1月）		超過料金（1戸1月）	
	水量	料金	水量	料金
一般用	8 m ³ まで	1,650 円	9 m ³ から 10 m ³ まで	1 m ³ につき 22.0 円
			11 m ³ から 20 m ³ まで	1 m ³ につき 242.0 円
			21 m ³ から 50 m ³ まで	1 m ³ につき 305.8 円
			51 m ³ 以上	1 m ³ につき 347.6 円
浴場 営業用	200 m ³ まで	3,300 円	201 m ³ 以上	1 m ³ につき 20.9 円

※上記の区分により算出した額に 1 円未満の端数があるときは、その端数は切り捨てる。

(4) 受益者負担金

下水道が整備されると、その地域の生活環境は改善され、土地の利用価値や資産価値が増大する等、特定の個人に利益をもたらすこととなる。都市計画法第 75 条では、都市計画事業により著しく利益を受ける者がいるときは、市町村が条例で定め、事業費の一部を受益者に負担させることができることとされており、本市においても受益者負担金制度を設けている。

この受益者負担金の算定については、下水道建設費の末端管渠整備費相当額を目途として算定することが適当とされ、本市においては、土地の面積に応じて徴収することとし、創設当初から 150 円/m²としていたが、経済状況の変化等による負担の公平を考え、経営戦略プランの中で見直しを行い、平成 17 年度に新たに拡大した事業計画区域から 450 円/m²に改定した。

しかしながら、近年では下水道の整備が郊外に進み、1 筆当りの土地面積が広くなる傾向にあり、受益者負担金も高額となるケースも多いことから、過去の賦課状況及び負担の公平性を十分考慮した上で、一部賦課保留制度を 28 年度分から実施することとした。

◆一部賦課保留制度

受益者が個人で、かつ、自己の居住する建物が建てられた宅地で 1 筆若しくは 1 画地の面積が 400 m²を超える場合、申請すれば、当初に賦課する面積を 400 m²とし、超過分については、将来的に売却や新築、増築等、利用状況に変更があるまで賦課を保留する制度。ただし、建物が複数ある場合は、建物の棟数に 400 m²を乗じた面積を当初に賦課する面積とする。

(5) 現状と課題

汚水、雨水を排除する下水道事業は、市民生活に直結する極めて公共性、公益性の高いものであり、時代や環境の変化に的確に対応し、下水道サービスを安定して供給し続けることが使命である。

長期にわたる下水道の整備と維持管理には多額の費用を要することから、経費及び財源の見通しを把握し、中・長期的視点で計画的な事業運営を行うことが求められている。

また、施設の老朽化対策や職員数の減少に伴う下水道技術の継承のあり方も課題となっており、下水道事業を取り巻く環境は厳しさを増している。

令和3年度に、着実に事業展開を進めるため、経営状況や今後の展望等を明らかにしたうえで、経営の基本方針と財政計画を定めるとともに、経営基盤の強化を図る指針となる経営戦略を策定した。

経営戦略では、令和13年度までの10年間を計画期間としており、将来にわたり持続する事業運営を可能とするために、基本理念と3つの基本指針を掲げるとともに目標値を設定し、その実現に向けて取り組むこととしている。

【大牟田市公共下水道事業経営戦略の基本理念・基本指針・経営目標】

基本理念	環境にやさしい快適な暮らしと災害に備えるまちづくりを支える下水道
3つの基本指針	<p style="text-align: center;">生活排水対策の推進</p> <p>下水道及び浄化槽による適切な役割分担のもと、効率的な汚水処理施設の普及促進に取り組みます。水洗化を促進するための支援制度の充実を図るとともに、生活環境に対する市民理解を深めるための広報啓発に取り組みます。</p>
	<p style="text-align: center;">防災基盤の強化</p> <p>雨水を排除するポンプ場等の下水道施設の整備を進めるとともに、老朽化した施設の計画的な改築更新と適切な維持管理により、浸水被害の未然防止と浸水緩和に取り組みます。</p>
	<p style="text-align: center;">安定した下水道サービスの持続</p> <p>流入水から処理水まで、処理工程の水質管理を徹底し、公共用水域の水質保全を図ります。施設の適切な維持管理のため、その状況を把握、評価し、長期的な視点による下水道施設の効率的な改築更新を行います。さらに、将来にわたり持続する事業運営を可能とするため、経営基盤の強化に取り組み、下水道事業への市民理解を深めるため、情報を発信し共有化を図ります。</p>
経営目標	<p style="text-align: center;">下水道処理人口普及率の向上</p> <p style="text-align: center;">～年間1.1ポイント以上～（策定時2ポイント）</p>
	<p style="text-align: center;">雨水排除機能の向上</p> <p style="text-align: center;">～下水道施設の耐水化及び雨水ポンプ場の機能強化～</p>
	<p style="text-align: center;">経常収支比率の向上</p> <p style="text-align: center;">～年間1ポイント以上～</p>

4. 主な取組み

(1) 公共下水道污水管渠整備事業（下水道の普及促進）

雨水対策を優先的に進めてきたことに加え、地形的な要因や産業構造の著しい変化による地域経済の停滞や市の財政事情が厳しさを増したことから、污水整備の進捗が遅れ、昭和32年の事業着手から18年後の昭和50年に北部浄化センターが完成し、污水処理を開始した。事業進捗に伴う污水処理量の増加により、新たな処理場の建設が急務となり、平成8年8月に南部浄化センターの建設に着手し、12年11月に完成した。

令和7年度決算見込みでは、事業計画区域2,460haのうち、約2,061.91haの整備が完了することとなるものの、下水道処理人口普及率は、全国平均、福岡県平均に比べ低い75.4%となっている。年間1.1ポイント以上の人口普及率の向上を目指し、未整備地区における早期概成に取り組むとともに、既整備地区の効率的な改築・更新も進めている。

その他、公共下水道事業計画区域の見直し（拡大）に向け、污水処理施設共同化事業とあわせ、事業計画の見直しを実施することとしている。

【令和8年度事業内容】事業費：1,170,234千円

- 吉野、駛馬、勝立、藤田処理系統管渠築造工事
- 勝立、藤田処理系統実施設計業務委託
- 事業計画見直し業務委託（区域拡大）

(2) 水洗化普及促進事業（水洗化促進キャンペーン）

下水道が整備されても、水洗化が行われないことには、整備施設が有効に活用されず、生活環境の改善、公衆衛生の向上等、下水道本来の目的が達成できない。また、下水道使用料増収に伴う、安定した下水道経営にも支障をきたすことになる。

一方、下水道への接続には、多額の個人費用も必要となることから、水洗化の阻害原因ともなっている。

このことから、昭和50年7月の供用開始以降、奨励金額の見直しや高齢者や低所得世帯に対する接続補助の新設等、経済的な支援制度の拡充を図り水洗化を進めてきた。また、平成17年度からは普及促進相談員2名を雇用し未水洗化家屋を訪問し水洗化指導を実施している。このため、令和6年度決算での水洗化率は74.8%となっている。

令和4年度から8年度までの5年間は、子どもたちに美しい川や海を残すためのキャンペーンとして環境部と合同で水洗化促進キャンペーンを実施する。広報や啓発、イベント活動を行い、キャンペーンの周知を実施するとともに、水洗化支援制度を拡充し、水洗化の促進に重点的に取り組んでいくこととしている。

◆水洗化支援制度

項 目	内 容
① 水洗便所改造奨励金 供用開始後3年以内に水洗化工事をした者に対し、工事の完成日に応じて奨励金を交付	・ 供用開始後1年以内 7万円/棟 ・ 供用開始後2年以内 5万円/棟 ・ 供用開始後3年以内 3万円/棟
② 高齢者への補助 供用開始後3年以内に水洗化工事をした者で、65歳以上の者のみで構成する世帯へ補助金を交付 (水洗化促進キャンペーン期間中は、供用開始日から3年を経過し水洗化工事が完成した場合も対象)	・ 3万円/棟

<p>③ 低所得世帯、子育て世帯への補助（水洗化促進特別補助） 供用開始後 3 年以内に水洗化工事をし、世帯全員の所得合計が 2,275,200 円以下の世帯、18 歳未満の子どもがいる世帯（水洗化促進キャンペーン期間中の水洗化工事が対象）へ補助金を交付（水洗化促進キャンペーン期間中は、供用開始日から 3 年を経過し水洗化工事が完成した場合も対象）</p>	<p>・ 10 万円／棟</p>
<p>④ 水洗便所改造資金融資あっせん</p>	<p>・ 限度額 100 万円／件</p>
<p>⑤ 水洗便所改造融資金利子補給 融資を受けた者で供用開始後 3 年以内に水洗化工事を完了した者へ補助金を交付（65 歳以上の者のみで構成される世帯又は世帯全員の所得合計が 2,275,200 円以下の場合は 3 年経過後も対象）</p>	<p>・ 支払利子額の 100%相当額</p>
<p>⑥ 私道設置共同排水設備助成 私道に共同で排水設備を設置する際、一定の条件を満たす場合は補助金を交付</p>	<p>・ 工事費の 3 分の 2 以内の額または、工事費の全額以内の額</p>
<p>⑦ 宅内汚水ポンプ設備設置費等補助 低地等の理由により宅地内に汚水ポンプ設備の設置を行う場合の設置費、更新や修繕に要する費用を補助（28 年度から実施）</p>	<p>・ 新規に設置する場合 限度額 100 万円 ・ 更新、修繕の場合 限度額 20 万円</p>
<p>⑧ 生活排水適正処理交付金 供用開始日から 3 年を経過し水洗化工事をした者に対し交付（水洗化促進キャンペーン期間中の水洗化工事完了が対象）</p>	<p>・ 3 万円／棟</p>

水洗化工事：くみ取り便所を水洗便所に改造する工事又は浄化槽を廃止し下水道へ接続する工事

【令和 8 年度事業内容】 事業費：73,000 千円

（3）下水道施設改築更新事業

昭和 32 年に事業着手していることから、施設の老朽化が顕著となっている。

全国では管渠や処理場、ポンプ場施設の老朽化が起因となった道路陥没事故や機能停止事故が多発し、早急な対応が求められている。

このことから、日常生活や社会活動に重大な影響を及ぼす事故の発生や機能停止を未然に防止し、安定した下水道サービスの提供を継続していくため、施設の耐用年数を超過する施設（中部処理系統合流管渠、浜田町ポンプ場、明治ポンプ場、三川ポンプ場）の下水道長寿命化計画を策定し、平成 24 年度から施設の長寿命化に取り組んできた。

平成 28 年度には下水道長寿命化支援制度に変わる制度として、下水道ストックマネジメント支援制度が創設されたことより、令和元年度に下水道ストックマネジメント計画（5 ヶ年）を策定し、現在は、令和 6 年度に新たに策定したストックマネジメント計画に基づき、施設の改築更新に取り組んでいる。

また、令和 7 年 1 月に埼玉県八潮市で発生した下水道管路の破損に起因すると考えられる道路陥没事故を受けた国土交通省の要請により、令和 7 年度に「下水道管路の全国特別重点調査」を実施した。調査の結果、対策が必要と判定された管路について、令和 8 年度に改築のための実施設計業務委託を実施し、令和 9 年度に改築に着手することとしている。

【令和 8 年度事業内容】 事業費：580,840 千円

中部合流管渠改築工事
南部処理区外管渠改築実施設計業務委託
浜田町ポンプ場西エンジン改築工事
浜田町ポンプ場雨水設備長寿命化工事
浜田町ポンプ場汚水沈砂池設備改築工事
諏訪ポンプ場雨水ポンプエンジン長寿命化工事
諏訪ポンプ場雨水設備長寿命化工事
明治ポンプ場汚水ポンプ設備改築工事
マンホールポンプ制御盤耐水化工事

(4) 汚水処理施設共同化事業

汚水を処理する施設として、環境部所管の東部環境センターと企業局所管の北部及び南部浄化センターがある。

東部環境センターは供用開始から 20 年以上が経過し、機器の老朽化が著しく大規模な更新時期を迎えている。

一方、北部浄化センターは供用開始から約 50 年が経過（機器は平成 20 年に大規模更新済み）しており、改築更新を検討する時期を迎えている。また、将来的には南部浄化センターとの統合を視野に入れ検討を行う必要がある。

今後の人口減少に伴う汚水処理量の減少、施設の大規模な改築更新や統廃合などを考慮し、効率的で持続可能な汚水処理システムの構築に取り組む必要がある。

令和 8 年度は、汚水処理施設の共同化に向け、公共下水道事業計画区域の見直し（拡大）とあわせ、事業計画の策定を実施することとしている。

【令和 8 年度事業内容】 事業費：29,000 千円

事業計画見直し業務委託（共同化）

(5) 雨水対策事業

低い土地が多いという地形的要因により発生していた浸水被害の解消を目的に、昭和 32 年の事業着手以来、雨水対策を重点的に進めてきた。その後、浜田町ポンプ場、明治ポンプ場、諏訪ポンプ場、三川ポンプ場が稼動し、各排水区の雨水管渠の整備により、一定の浸水緩和が図られたところである。

浜田町ポンプ場は、市内中心部を含む集水面積 331ha からの汚水及び雨水を排水するポンプ場である。浜田町ポンプ場には、昭和 35 年に建設された東ポンプ場と昭和 53 年に建設された西ポンプ場がある。下水道施設については、定期的な点検を実施し下水道ストックマネジメント計画に基づきオーバーホールを実施する等長寿命化に努めている。東ポンプ場は、建設後 65 年が経過し、老朽化に伴う施設や設備の改築及び耐水化・耐震化が必要であるため、令和 17 年度の東ポンプ場改築工事完了に向けて、令和 8 年度から設計業務を進めていくこととしている。

令和 2 年 7 月豪雨により被災した三川ポンプ場について、災害復旧事業として隣接した公園用地に新たなポンプ場を建替えることとしている。令和 3 年度に設計業務が完了し、4 年度に土木工事、5 年度に機械・電気設備工事、6 年度に建築工事、7 年度に場内整備工事に着手し、そのうち土木工事については 6 年度に完成しており、引き続き 8 年度の完成に向けて工事を推進している。

【令和 8 年度事業内容】 事業費：30,800 千円

浜田町ポンプ場改築方針検討業務委託

(6) 白川排水区整備事業（雨水対策事業）

白川ポンプ場は、白川排水区 102ha の雨水排水ポンプ場として事業認可を取得（昭和 50 年）していたが、平成 9 年に現日本コークス工業（株）（旧三井鉱山（株））から無償譲渡を受けた大黒町ポンプ場を代替施設として有効活用することで、当地区の浸水緩和に取り組んできた。

その後、大黒町ポンプ場の老朽化が進んだことから、その対策が急務となり、28 年度から設計及び施工を一括発注する DB（デザイン・ビルド）方式による白川ポンプ場の建設に着手し、令和 3 年 6 月に運転を開始、7 月には工事全体が完成した。

あわせて、ポンプ場に流入する雨水幹線管渠についても整備を進め、令和 3 年 12 月に第一期整備事業が完成した。

第二期整備事業として、令和 6 年度より雨水管渠整備及びポンプ増設工事に着手し、7 年度にポンプ増設工事が完成した。令和 8 年度以降は、引き続き雨水管渠整備を実施することとしている。

【令和 8 年度事業内容】 事業費：240,000 千円

白川排水区雨水管渠整備工事

(7) 下水道水質管理事業

公共用水域の水質保全のため、下水処理場からの放流水の定期的な水質検査を行い、下水道法及び水質汚濁防止法が定める排水基準を遵守している。

また、平成 24 年度から下水処理場等維持管理業務を包括的に民間委託しており、受託者と連携し安定した水処理を行っている。

(8) 特定事業場等排水対策事業

特定事業場等（下水道へ排水する工場等）からの排水の中には、そのまま下水道へ排除した場合、管渠やポンプ場、処理場の施設を損傷、機能低下、下水処理機能の阻害等、処理場からの放流水の水質を悪化させるものがあるため、特定事業場等に対する監視、指導が不可欠である。

このことから、特定事業場等の監視のため、立入調査を実施している。令和 7 年度においては延べ 53 件の立入調査を行い、令和 8 年度は延べ 53 件を予定しており、下水道への排水規制基準を超過している事業場には適切な維持管理を行うよう、改善指導を実施し、下水処理施設の延命化に取り組んでいる。

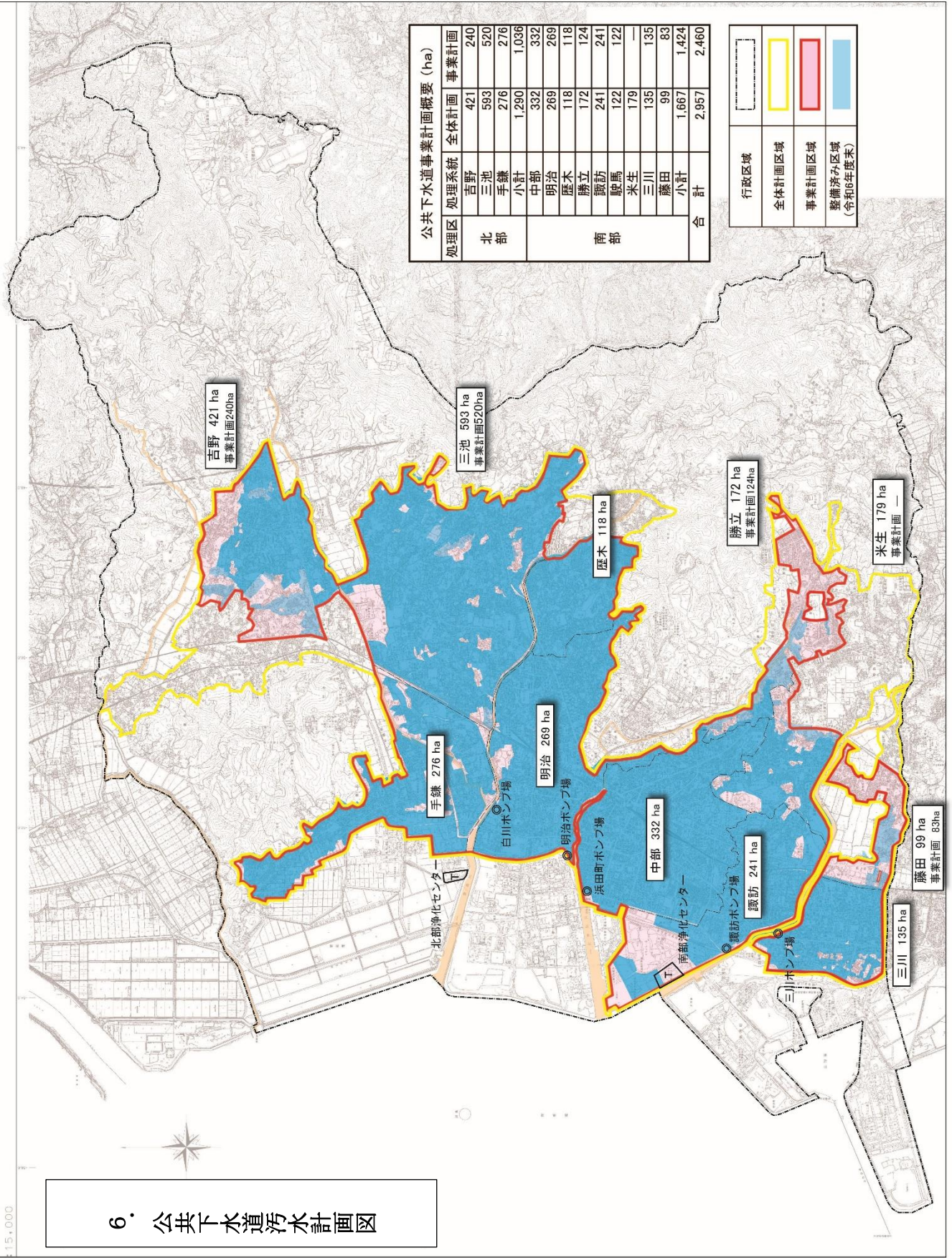
(9) 近年の災害等に係る下水道使用料の減免等実施状況

- 1) 新型コロナウイルス感染拡大防止に伴う事業者支援
令和 2 年 5、6 月検針分下水道使用料基本料金の減免
- 2) 令和 2 年 7 月豪雨災害に伴う被災者支援
令和 2 年 7、8 月検針分下水道使用料の減免
- 3) 令和 3 年 8 月豪雨災害に伴う被災者支援
令和 3 年 8 月検針分推定漏水量に係る下水道使用料の減免
- 4) 令和 4 年台風 4 号に伴う被災者支援
令和 4 年 7、8 月検針分推定漏水量に係る下水道使用料の減免
- 5) 令和 5 年 1 月 24 日から 26 日にかけての寒波に伴う市民及び事業者支援
令和 5 年 2 月検針分推定漏水量に係る下水道使用料の減免

5. 変更事業計画概要表

項 目		全体計画		事業計画		備 考	
		前回計画	今回計画	前回計画	今回計画		
目 標 年 次		令和7年度	令和11年度	令和5年度	令和9年度		
排 除 方 式		分流式 (一部合流式)	同 左	同 左	同 左		
行 政 区 域	(ha)	8,145	同 左	同 左	同 左	H26変更	
下 水 道 計 画 区 域 (ha)	北部処理区	1,290	同 左	1,036	同 左	()内は合流区域	
	南部処理区	1,667 (327)	同 左	1,424 (327)	同 左		
	計	2,957 (327)	同 左	2,460 (327)	同 左		
行 政 人 口	(人)	100,000	同 左	103,400	同 左		
処 理 区 域 内 計 画 人 口 (人)	北部処理区	37,000	同 左	31,000	同 左		
	南部処理区	55,500	同 左	51,800	同 左		
	計	92,500	同 左	82,800	同 左		
生 活 汚 水 量 原 単 位 (L/人・日)	日 平 均	220 (351) (369)	同 左	220 (352) (371)	同 左	()は営業汚水、地下水含む 上段：北部処理区 下段：南部処理区	
	日 最 大	275 (427) (449)	同 左	275 (426) (452)	同 左		
	時 間 最 大	415 (616) (647)	同 左	415 (616) (653)	同 左		
計 画 汚 水 量 (m ³ /日)	北 部 処 理 区	日 平 均	13,000	同 左	10,900	同 左	
		日 最 大	15,800	同 左	13,200	同 左	
		時 間 最 大	22,800	同 左	19,100	同 左	
	南 部 処 理 区	日 平 均	20,500	同 左	19,200	同 左	
		日 最 大	24,900	同 左	23,400	同 左	
		時 間 最 大	35,900	同 左	33,800	同 左	
	計	日 平 均	33,500	同 左	30,100	同 左	
		日 最 大	40,700	同 左	36,600	同 左	
		時 間 最 大	58,700	同 左	52,900	同 左	
降 雨 強 度 公 式		$I_{10}=5,800/(t+30) \cdots 64.4\text{mm/hr}$				タルボット型	
雨 水 流 出 量 算 定 式		合理式： $Q=1/360 \cdot C \cdot I \cdot A$					
処 理 場 計 画	敷地面積 (ha)	北部処理区	2.43	同 左	同 左	同 左	
		南部処理区	7.00	同 左	同 左	同 左	
	処理能力 (m ³ /日)	北部処理区	16,600	同 左	同 左	同 左	
		南部処理区	28,800	同 左	同 左	同 左	
	処理方式	北部処理区	標準活性汚泥法				
		南部処理区	ステップ流入式多段硝化脱窒法 (合流系) 膜分離活性汚泥法 (分流系)				
	流入水質 (mg/L)	BOD	205	同 左	同 左	同 左	
		COD	95	同 左	同 左	同 左	
		T-N	35	同 左	同 左	同 左	
		T-P	4	同 左	同 左	同 左	
	放流水質 (mg/L)	BOD	15	同 左	同 左	同 左	
		COD	—	同 左	同 左	同 左	
		T-N	14	同 左	同 左	同 左	南部浄化センターに適用
		T-P	2.6	同 左	同 左	同 左	南部浄化センターに適用
	放流先 の状況	北部処理区	有明海	同 左	同 左	同 左	
南部処理区		有明海	同 左	同 左	同 左		
ポンプ場 箇所数	北部処理区	—	—	—	—		
	南部処理区	5箇所	同左	同左	同左		

6. 公共下水道汚水計画図



処理区	処理系統	全体計画	事業計画
北部	吉野	421	240
	三池	593	520
	手鎌	276	276
	小計	1,290	1,036
南部	中部	332	332
	明治	269	269
	歴本	118	118
	勝立	172	124
	諏訪	241	241
	駿馬	122	122
	米生	179	—
三川	135	135	
藤田	99	83	
小計	1,667	1,424	
合計		2,957	2,460

行政区域	色
全体計画区域	黄色
事業計画区域	赤色
整備済み区域 (令和6年度末)	青色

7. 下水道施設現況表（令和8年4月1日現在）

施設名称	形状	数量	効果	備考	
公共下水道事業関係	浜田町ポンプ場 所在地 浜田町 19番地8 供用開始年度 東ポンプ場 昭和35年8月 西ポンプ場 昭和53年7月	敷地面積 6,770㎡ 東ポンプ場 1棟 西ポンプ場 1棟 （管理棟含む）	（東）雨水ポンプ φ1,200mm 330PS 7台 （西）雨水ポンプ φ2,000mm 1,500PS 1台 φ2,000mm 1,400PS 2台 φ1,350mm 900PS 2台 汚水ポンプ φ300mm 37kW 2台 φ200mm 15kW 1台	排水面積 330.55ha 排水量 [雨水] 東 1,268.4m³/分 西 2,152.0m³/分 合計 3,420.4m³/分 [汚水] 22.5m³/分	設置機器 流入ゲート 自動除塵機 沈砂掻揚機 しさ搬出機 沈砂搬出機 ホッパー 流出ゲート 工業用テレビカメラ 起伏堰
	明治ポンプ場 所在地 北磯町 3番地2 供用開始年度 昭和61年8月	敷地面積 10,747㎡ ポンプ棟 1棟 （管理棟含む） 汚水沈砂池棟 1棟 ホッパー棟 1棟	雨水ポンプ φ1,350mm 600PS 3台 φ1,200mm 500PS 1台 φ1,200mm 315kW 1台 汚水ポンプ φ200mm 15kW 2台 φ200mm 11kW 1台	排水面積 167ha 排水量 [雨水] 1,098.0m³/分 [汚水] 15.3m³/分	設置機器 流入ゲート 自動除塵機 沈砂掻揚機 しさ搬出機 沈砂搬出機 ホッパー 流出ゲート 工業用テレビカメラ 土壤脱臭施設
	諏訪ポンプ場 所在地 小川町 30番地2 供用開始年度 汚水系（合流）平成12年11月 汚水系（分流）平成15年5月 雨水系 平成19年4月	敷地面積 7,813㎡ 中継ポンプ棟 1棟 ポンプ棟 1棟	中部排水区汚水中継ポンプ φ400mm 75kW 2台 φ250mm 37kW 1台 諏訪排水区汚水ポンプ φ200mm 37kW 2台 雨水ポンプ φ1,500mm 600PS 3台	排水面積 146.3ha 排水量 [雨水] 966m³/分 [汚水] 54.1m³/分	設置機器 流入ゲート 自動除塵機 沈砂掻揚機 しさ搬出機 沈砂搬出機 ホッパー 流出ゲート 工業用テレビカメラ 土壤脱臭施設
	北部浄化センター 所在地 大字手鎌 1856番地 供用開始年度 昭和50年7月	敷地面積 24,264㎡ 処理方式 標準活性汚泥法 管理棟 1棟 汚泥処理棟 1棟 ポンプ棟 1棟 沈砂ポンプ棟 1棟	最初沈殿池 4池 幅8.0m,長26.0m,水深2.8m エアレーションタンク 2池 幅8.0m,長60.0m,水深4.5m 最終沈殿池 1池 円形 直径23.0m,水深2.5m 長方形 幅6.0m,長24.0m,水深2.5m	汚水処理能力 日最大 16,600m³	その他の主な施設 汚泥濃縮槽 汚泥消化槽 ガスタンク ボイラー 工業用テレビカメラ
	南部浄化センター 所在地 岬町 1番地14 供用開始年度 平成12年11月	敷地面積 68,596㎡ 処理方式 標準活性汚泥法 管理棟 1棟 送風機棟 1棟 水処理棟 1棟 オゾン処理棟 1棟 汚泥処理棟 1棟 汚泥消化槽棟 1棟	最初沈殿池 2池 直径16.0m,水深3.0m エアレーションタンク 2池 幅9.4m,長46.9m,水深5.5m 最終沈殿池 4池 幅4.5m,長40.0m,水深3.5m 汚泥消化槽 1槽 1,780m³ ガスタンク 1,500m³ 1槽	汚水処理能力 日最大 14,200m³	その他の主な施設 オゾン滅菌施設 汚泥濃縮槽 汚泥脱水機 土壤脱臭施設
三川ポンプ場 所在地 汐屋町 8番地 供用開始年度 昭和38年	敷地面積 1,309㎡	雨水ポンプ φ1,000mm 125PS 1台 φ1,000mm 120PS 1台 φ800mm 105PS 1台 φ600mm 55kW 2台 φ500mm 45kW 7台	排水面積 134.97ha 排水量 [雨水] 645.4m³/分	設置機器 バイパスゲート 自動除塵機	
白川ポンプ場 所在地 城町 2丁目180番地1 供用開始年度 令和3年	敷地面積 5,700㎡	雨水ポンプ φ1,350mm 320kW 3台 φ1,000mm 160kW 2台	排水面積 102ha 排水量 [雨水] 979.2m³/分	設置機器 流入ゲート バイパスゲート 自動除塵機 工業用テレビカメラ	

施設の種類	施設 の 名 称	形 状	数 量	効 果	備 考
下水処理場	駿馬調整池管理ポンプ場 所在地 馬場町地内	敷地面積 26,400㎡ 水道事業より無償貸与	排水ポンプ φ 250mm 15kW 2台	排水量 [雨水] 14.0m³/分	手動スクリーン
	船津ポンプ場 所在地 船津町 1丁目9番地		雨水ポンプ φ 400mm 22kW 1台	排水面積 2.0ha 排水量 [雨水] 16.0m³/分	設置機器 手動スクリーン
都市排水路関係	大正町深倉線 排水ポンプ施設		アンダーパス排水 φ 200mm・11kW 2台	8.00m³/分	
	①泉町 マンホールポンプ		汚水中継ポンプ φ 80mm・2.2kW 2台	0.48m³/分	
公共下水道中継施設	②岬1号 マンホールポンプ		汚水中継ポンプ φ 80mm・5.5kW 2台	0.84m³/分	
	③日出町3丁目 マンホールポンプ		汚水中継ポンプ φ 150mm・5.5kW 2台	2.035m³/分	
	④大黒町2丁目 マンホールポンプ		汚水中継ポンプ φ 80mm・2.2kW 2台	0.66m³/分	
	⑤手鎌1号 マンホールポンプ		汚水中継ポンプ φ 80mm・3.7kW 2台	0.72m³/分	
	⑥手鎌3号 マンホールポンプ		汚水中継ポンプ φ 65mm・1.5kW 2台	0.16m³/分	
	⑦唐船1号 マンホールポンプ		汚水中継ポンプ φ 50mm・0.75kW 2台	0.159m³/分	
	⑧大黒町3丁目 マンホールポンプ		汚水中継ポンプ φ 65mm・1.5kW 2台	0.16m³/分	
	⑨歴木1号 マンホールポンプ		汚水中継ポンプ φ 65mm・1.5kW 2台	0.12m³/分	
	⑩手鎌2号 マンホールポンプ		汚水中継ポンプ φ 65mm・0.75kW 2台	0.16m³/分	
	⑪南船津町1丁目 マンホールポンプ		汚水中継ポンプ φ 65mm・1.5kW 2台	0.648m³/分	
	⑫黄金町2丁目 マンホールポンプ		汚水中継ポンプ φ 80mm・2.2kW 2台	0.82m³/分	
	⑬馬場町 マンホールポンプ		汚水中継ポンプ φ 65mm・0.75kW 2台	0.24m³/分	
	⑭石炭館前 マンホールポンプ		汚水中継ポンプ φ 65mm・1.5kW 2台	0.3m³/分	
	⑮草木 マンホールポンプ		汚水中継ポンプ φ 150mm・5.5kW 2台	2.14m³/分	
	⑯田隈1号 マンホールポンプ		汚水中継ポンプ φ 80mm・3.7kW 2台	0.715m³/分	
	⑰田隈3号 マンホールポンプ		汚水中継ポンプ φ 65mm・1.5kW 2台	0.265m³/分	
	⑱船津1丁目 マンホールポンプ		汚水中継ポンプ φ 65mm・1.5kW 2台	0.265m³/分	
	⑲田隈2号 マンホールポンプ		汚水中継ポンプ φ 150mm・7.5kW 2台	2.222m³/分	
	⑳三里町1丁目 マンホールポンプ		汚水中継ポンプ φ 65mm・1.5kW 2台	0.437m³/分	
	㉑久福木 マンホールポンプ		汚水中継ポンプ φ 50mm・0.4kW 2台	0.043m³/分	
	㉒白銀1号 マンホールポンプ		汚水中継ポンプ φ 150mm・22kW 2台	3.00m³/分	
	㉓白銀2号 マンホールポンプ		汚水中継ポンプ φ 80mm・3.7kW 2台	0.5m³/分	
	㉔橋 マンホールポンプ		汚水中継ポンプ φ 150mm・7.5kW 2台	1.131m³/分	
	㉕上白川町2丁目 マンホールポンプ		汚水中継ポンプ φ 65mm・1.5kW 2台	0.159m³/分	
	㉖歴木2号 マンホールポンプ		汚水中継ポンプ φ 100mm・7.5kW 2台	2.3m³/分	
	㉗歴木3号 マンホールポンプ		汚水中継ポンプ φ 65mm・3.7kW 2台	0.54m³/分	
	㉘新町 マンホールポンプ		汚水中継ポンプ φ 65mm・0.75kW 2台	0.159m³/分	
	㉙今山 マンホールポンプ		汚水中継ポンプ φ 65mm・0.75kW 2台	0.199m³/分	
	㊱白銀3号 マンホールポンプ		汚水中継ポンプ φ 65mm・0.75kW 2台	0.199m³/分	
	㊲末広町 マンホールポンプ		汚水中継ポンプ φ 150mm・15kW 2台	1.613m³/分	
	㊳宮原町1丁目 マンホールポンプ		汚水中継ポンプ φ 80mm・1.5kW 2台	0.3m³/分	
	㊴七浦町 マンホールポンプ		汚水中継ポンプ φ 65mm・3.7kW 2台	0.159m³/分	
	㊵吉野1号 マンホールポンプ		汚水中継ポンプ φ 65mm・1.5kW 2台	0.396m³/分	

施設 の 名 称	形 状	数 量	効 果	備 考
公 共 下 水 道 中 継 施 設	③⑤南船津町2丁目 マンホールポンプ	汚水中継ポンプ φ 80mm・2.2kW 2台	0.85m ³ /分	
	③⑥吉野2号 マンホールポンプ	汚水中継ポンプ φ 65mm・1.5kW 2台	0.162m ³ /分	
	③⑦草木2号 マンホールポンプ	汚水中継ポンプ φ 65mm・0.75kW 2台	0.159m ³ /分	
	③⑧青葉町 マンホールポンプ	汚水中継ポンプ φ 65mm・1.5kW 2台	0.16m ³ /分	
	③⑨藤田町1号 マンホールポンプ	汚水中継ポンプ φ 80mm・2.2kW 2台	0.52m ³ /分	
	④⑩新勝立町5丁目 マンホールポンプ	汚水中継ポンプ φ 65mm・3.7kW 2台	0.16m ³ /分	
	④⑪吉野3号 マンホールポンプ	汚水中継ポンプ φ 65mm・3.7kW 2台	0.159m ³ /分	
	④⑫吉野4号 マンホールポンプ	汚水中継ポンプ φ 65mm・1.5kW 2台	0.228m ³ /分	
	④⑬橘2号 マンホールポンプ	汚水中継ポンプ φ 65mm・1.5kW 2台	0.16m ³ /分	
	④⑭笹原町1丁目 マンホールポンプ	汚水中継ポンプ φ 80mm・5.5kW 2台	0.283m ³ /分	
	④⑮吉野5号 マンホールポンプ	汚水中継ポンプ φ 65mm・1.5kW 2台	0.159m ³ /分	